

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年3月15日（金）

（案件名）

- ・ 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令案について（決裁案件）

（根拠）

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二～八 （略）

自治財政局 交付税課

高梨補佐 （内23362）